

お知らせ

米沢市消費生活センターからの情報です。



令和6年3月15日

中古車の購入トラブルにご注意を

4月からの新生活に向け、通勤や通学のために自動車を購入する方も多いのではないのでしょうか。安さが魅力の中古車ですが、価格も品質も一台ごとに大きく異なります。消費者にとっては、商品の品質や機能の良し悪しを判断することが難しく、購入後のトラブルになりやすいものです。



3日前に店舗に出向いて中古車の契約をした。代金はすでに支払い済みだが、走行距離が長すぎる気がしてやめたいと思った。クーリング・オフしたいができるか。



ネットで気に入った車を見つけた。写真ではわからないような傷があれば連絡をくれることになっていた。外装に問題はなかったが、納車後、内装の大きな傷に気づいた。

○焦って契約せず、しっかり下調べをする



販売業者の信頼性や保証制度の有無など十分にチェックしましょう。インターネットや専門雑誌を見て購入を検討する場合も、購入前にできるだけ**実際に車両を確認**しましょう。

車両本体価格だけでなく、諸費用や税金などの費用があります。できるだけ細かく見積書を出してもらい、**支払総額を確認**しましょう。

○契約の当事者として、責任の重さを自覚する

注文書や契約書の約款（契約の成立時期、解約の要件、解約料等）はしっかりと読み、わからない場合は説明を求めましょう。

自動車の購入には、**クーリング・オフ**（一定期間であれば、無条件で契約を解除できる制度）が**適用されません**。自動車の保有には、登録制度や納税義務、自賠責保険の強制加入などがあり、手続きの進行状況によっては実損が発生する場合があります。**慎重に検討し契約**しましょう。

こんなことも！

中古車を原状渡し（保証なし・定期点検整備なし）で購入したとしても、中古車に当然予想される通常の使用による損耗とはいえない不具合の場合には、購入時にその不具合について説明を受けていた場合を除き、販売店は「契約不適合責任」を負うことになります。この場合は、販売店に無償修理を求めることができます。



総務省を騙る“詐欺電話”にご注意を！

総務省を騙り「2時間後にすべての通信を止める」などと、個人情報や金品を不正に得ようとする“詐欺電話”に関する相談が寄せられています。



自宅の固定電話に「2時間後に電話を止めます。詳しい説明はIを押してください」と女性の声で音声アナウンスが流れた。Iを押したところ、男性が出て「あなたの家族の携帯電話から大量の迷惑メールが発信されている」と言われた。家族は携帯電話を持っていないと答えたところ電話が切れた。



自宅の固定電話に音声ガイダンスのような声で「インターネット回線を2時間後に遮断します。オペレーターにつなぐ場合はIを押してください」と言われた。驚いてIを押したが、国の機関がわざわざ電話をかけてくるはずがないと思い電話を切った。



短く期限を切って不安を煽り連絡させる手口です。総務省のホームページには、**総務省職員を名乗る不審電話にご注意ください。また、総務省では通信を停止することに関して個人に電話をしたりすることは一切ありません。**と注意喚起されています。

非通知や知らない番号からの電話には出ず、かけ直さないことが大切です。不安な場合は省庁のHP等で公表されている番号に問い合わせましょう。

音声ガイダンスに従った場合、

- あなたの携帯電話が不正に利用されている
- あなたの家族の携帯電話が乗っ取られている
- あなたの携帯電話から迷惑メールが大量に送付されており、手続きしないと電話を止めるなどと言われるようです。

総務省のほか、実在する企業を騙り未払い料金がある等と身に覚えのない料金を請求されることもあります。**支払いをしてしまうと被害回復は大変困難**です。在宅中であっても留守番電話機能を活用し、知らない相手と話をしないよう身を守ることが大切です。心配な場合は消費生活センターにご相談ください。



おかしいなと思ったら、どうしていいかわからないなど一人で悩まず早めにご相談ください。情報提供も受け付けております。

米沢市消費生活センター

市役所内

知ろう レッツゴーにっこり

相談直通電話 40-0525

相談受付時間(市役所開庁日) 午前8時30分～午後5時

相談してケロー!

